

連続式蒸留機の新設（拡張）の承認申請書の記載要領

- 1 この申請書は、連続式蒸留機の新設及び拡張の臨時制限に関する省令の規定により、酒類の製造者が、連続式蒸留機をその製造場に新たに設置し、又は既に設置されている連続式蒸留機の拡張をしようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書の提出先は、その製造場の所在地の所轄税務署長を経由して、国税局長（沖縄事務所長）に提出してください。